

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

## 目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（〃）

被爆者一般疾病医療機関の名称の変更（〃）

◇ 公 告 クリーニング師試験の実施（衛生課）

## 告 示

### 鳥取県告示第九百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂口内科	米子市尾高町一―二	平成元年七月十五日
福島小児科医院	米子市上福原字大沢一四六三 一及び一四六三―二	平成元年七月二十三日
森脇耳鼻咽喉科 医院	倉吉市新町三丁目一〇八一― 四	平成元年七月二十二日
森本外科脳神経 外科医院	東伯郡東伯町大字逢東二二― 〇	平成元年七月十八日
小川歯科医院	米子市西三柳四四八―一三	平成元年七月二十五日
齒科吉田医院	米子市和田町一八〇七―一	平成元年七月十七日
宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	平成元年七月二十七日
有限会社大村薬 局西町店	鳥取市西町三丁目一〇―一	平成元年七月十五日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目一二	平成元年七月十七日
医療法人社団山 田内科医院	米子市錦町一丁目三九	平成元年七月一日
早田産婦人科ク リニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇―二	平成元年七月二十四日

鳥取県告示第九百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団法人内科医院	米子市錦町一丁目三九	平成元年七月一日
柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一	平成元年八月十日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	〃

鳥取県告示第九百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	平成元年七月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一	平成元年八月十七日

鳥取県告示第九百九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二	平成元年八月四日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	〃
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	〃

鳥取県告示第九百十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條の規定により告示する。

平成元年九月一日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	平成元年八月三日
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	〃

鳥取県告示第九百一十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十五條第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二條において準用する同規則第十五條第二項の規定により告示する。

平成元年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

変更前の名称	変更後の名称	所 在 地	変更年月日
伊達医院桜谷分院	伊達内科小児科医院	鳥取市桜谷三六七	平成元年六月一日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第一項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成元年9月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日	時	場 所
学科試験	平成元年10月19日	午前10時から正午まで	鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校
実地試験	平成元年10月19日	午後1時から	

2 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング

作業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定するものとみなされる者を含む。）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
- イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

(1) 提出願書

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形とし、出願前6月以内に正面脱帽で写したもの。なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号680 鳥取市東町一丁目220）

(3) 受験願書の提出期間

- ア 平成元年9月25日（月）から同年10月5日（木）まで（郵送の場合、普通書留とし、平成元年10月5日（木）までの消印があるも

のは、有効とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 7,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

- (3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）

7 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857—26—7186）に照会すること。
- (3) 文書によって照会する場合は、62円切手をはった返信用封筒を同封すること。